

介護サービス事業者に対する行政処分について

札幌市では、「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」の規定に基づき、下記のとおり処分を決定しましたので、お知らせします。

記

1 法人名

法人名：株式会社丸和きむら

所在地：札幌市豊平区西岡3条8丁目6番6号

代表者：代表取締役 木村 さつき（きむら さつき）

2 事業所名

事業所名：小規模多機能パークウエル

所在地：札幌市豊平区水車町2丁目2番1号パークウエル水車町

3 事業の種類

指定小規模多機能型居宅介護

4 行政処分の内容

(1) 行政処分の内容

指定取消

(2) 指定取消決定年月日

令和3年5月20日

(3) 指定取消年月日（取消処分効力発生年月日）

令和3年8月1日

（利用者の他の事業所への移行等のため指定取消年月日を上記のとおりとした）

5 行政処分の理由

不正請求（法第78条の10第1項第8号）

令和2年9月及び10月において、介護支援専門員の配置が人員基準上欠如していたが、必要な報酬減算を行わず、地域密着型介護サービス費を不正請求した。

また、平成29年4月から平成29年12月、平成30年5月から令和2年5月及び令和2年7月から11月において、「利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること」という算定要件を欠きながら、総合マネジメント体制強化加算を算定し、地域密着型介護サービス費を不正請求した。

6 経済上の措置

不正に請求して受領していた小規模多機能型居宅介護費等を返還させるほか、介護保険法第22条第3項の規定により、当該返還金額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。

返還金額 約614万円（不正請求額 約439万円、加算額 約175万円）